9　情報源及び資料の出所を公正に取り扱うことを確保しつつ、ベトナム社会主義共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報（不正腐敗行為に関するものを含む。）

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

11　この書簡の付表は、この書簡の不可分の一部を成す。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をベトナム社会主義共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十二年三月三十日にハノイで

ベトナム社会主義共和国
計画・投資大臣　ブイ・クアン・ヴィン閣下

ベトナム社会主義共和国駐在
日本国特命全権大使　谷﨑泰明

付表

	事業計画名	供与限度額		利子率（パーセント）	償還期間	支出期間（借款契約の発効の日の後）
1	1　ホアラック科学技術都市振興計画（第一期）	百五十二億千八百万円	コンサルタントに対する支払部分	一・四 〇・〇一	十年の据置期間の後二十年	六年
2	2　ノイバイ国際空港第二旅客ターミナルビル建設計画（第二期）	二百五億八千四百万円	コンサルタントに対する支払部分	〇・二 〇・〇一	十年の据置期間の後三十年	五年
3	3　ホーチミン市都市鉄道建設計画（ベンタイン―スオイティエン間（1号線））（第二期）	四百四十三億二百万円	コンサルタントに対する支払部分	〇・二 〇・〇一	十年の据置期間の後三十年	六年
4	4　国道3号線道路ネットワーク整備計画（第二期）	百六十四億八千六百万円	コンサルタントに対する支払部分	一・四 〇・〇一	十年の据置期間の後二十年	七年
5	5　第二期南部ビンズオン省水環境改善計画	百九十九億六千百万円	コンサルタントに対する支払部分	〇・六五 〇・〇一	十年の据置期間の後三十年	九年
6	6　保全林造林・持続的管理計画	七十七億三百万円	コンサルタントに対する支払部分	〇・三 〇・〇一	十年の据置期間の後三十年	十一年
7	7　地方病院医療開発計画（第二期）	八十六億九千三百万円	コンサルタントに対する支払部分	〇・二 〇・〇一	十年の据置期間の後三十年	八年
	総　額	千三百二十九億四千七百万円				

（ベトナム側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をベトナム社会主義共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十二年三月三十日にハノイで

ベトナム社会主義共和国
計画・投資大臣　ブイ・クアン・ヴィン

ベトナム社会主義共和国駐在
日本国特命全権大使　谷﨑泰明閣下

（円借款の供与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ベトナム社会主義共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とベトナム社会主義共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　三十五億円（三、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、国際開発協会による第十次貧困削減支援貸付の下での改革計画（以下「改革計画」という。）においてベトナム社会主義共和国政府を支援することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ベトナム社会主義共和国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、ベトナム社会主義共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。

(b)　利子率は、年一・四パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後二年とする。

(2)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、ベトナム社会主義共和国内の輸入者が調達適格国の供給者に対して既に行ったか又は将来行う支払で、生産物（両政府の関係当局間で合意する表に掲げる生産物を除く。）の購入又は当該生産物の購入に付随する役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意によって修正することができる。

(3)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。